

災害復興住宅融資のお知らせ

令和6年能登半島地震により被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。
住宅金融支援機構では、災害からの復興を支援させていただくため、災害復興住宅融資の受付を行っておりますので、お知らせいたします。

※ 融資制度の詳細、お申込みの条件、団体信用生命保険の種類等は、住宅金融支援機構のホームページをご覧ください。お客さまコールセンター(下段参照)へお問い合わせください。



■お申込みいただくためには

✓ 地方公共団体が発行する「り災証明書」の提出等の条件があります。

■融資限度額

建設	土地を取得する場合	: 5, 500万円
	土地を取得しない場合	: 4, 500万円
購入		5, 500万円
補修		2, 500万円

■融資金利

借入申込時に金利が確定

全期間固定金利

【令和 7 年 6 月の金利】 **年 1. 38%** ※ 新機構団体信用生命保険に加入する場合の融資金利です。

- ✓ 加入する団体信用生命保険の種類等に応じて融資金利が異なります。
- ✓ 融資金利は、原則として毎月改定します。

満60歳以上の方は、「高齢者向け返済特例(リバースモーゲージ型)」をご利用いただけます。

- ✓ 毎月の支払は利息のみです。
- ✓ 元金は申込人全員が亡くなられたときに、次のいずれかによりご返済いただきます。
 - ① 相続人の方が自己資金等により一括返済
 - ② 融資住宅及び土地の売却代金によりご返済 ※
※ 債務が残った場合でも、残った債務の返済は不要です(ノンリコース)。
- ✓ 借入申込前に申込人全員に機構によるカウンセリング相談を受けていただきます。

【令和 7 年 6 月の金利】 **年 2. 18%**

お問合せ先

住宅金融支援機構 お客さまコールセンター(災害専用ダイヤル) **0120-086-353** (通話無料)

※ 国際電話等でご利用いただけない場合は、<TEL: 048-615-0420>におかけください(通話料金がかかります。)。
※ 電話相談は、土曜日および日曜日を実施します(受付時間: 9:00~17:00)(祝日及び年末年始を除きます。)。資料請求はウェブからも可能です!



住宅金融支援機構の住宅ローンをご返済中の皆さまへ ご返済に関するご相談等をお受けします

令和6年能登半島地震により被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

■ご返済にお困りのお客さまからのご相談

詳しくは、ご返済中の金融機関にお問い合わせください。

◆ご返済方法の変更

被災されたお客さまには、次の返済方法の変更メニューをご用意しております。



返済金の払込猶予
(猶予期間 1～3 年)

**払込猶予期間中の
金利引下げ**
(引下げ幅 年▲0.5～▲1.5%)

返済期間の延長
(延長期間 1～3 年)

- ✓ 住宅復旧に相当の費用がかかる場合又は著しく収入が減少した場合で、収入が一定の基準以下となる見込みの方にご利用いただけます。
- ✓ 「り災による家計収支の悪化の程度」に応じて、適用できる払込猶予期間や金利の引下げ幅※、延長期間が異なります。

※【フラット35】の金利の引下げ幅については、一律年▲0.5%となります。

◆自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

住宅ローンの免除や減額が受けられる場合があります。

■火災保険に付帯された地震保険に関するご相談

■特約火災保険に付帯された地震保険のご契約者で被害を受けられた方

損害保険ジャパン株式会社 事故サポートセンター **0120-727-110** (通話無料)

※営業時間：24時間365日受付 ※事故のご連絡については、損害保険ジャパン公式ウェブサイトでも受け付けています。

■特約火災保険以外の火災保険に付帯された地震保険をご契約されている方

お客さまがご契約されている保険会社等に直接ご連絡ください。

■団体信用生命保険に関するご相談

住宅金融支援機構 お客さまコールセンター(団信専用ダイヤル) **0120-0860-78** (通話無料)

※営業時間：9：00～17：00 (土日、祝日及び年末年始は休業)

※国際電話等でご利用いただけない場合は、048-615-3311 (通話料金がかかります。) におかけください。